

子どもでも簡単に支払えるネット通販に注意

買い物時にお金がなくても先に商品を手に入れ、後からコンビニ等で代金を支払うコンビニ後払い決済は、ネット通販でよく利用されています。決済サービスによっては電話番号等の簡単な情報だけで利用できるため、クレジットカードなどが持てない子どもでも利用できるものの、代金を支払えなくなるトラブルもみられます。

【事例 当事者 小学生】

小学生の娘が、数カ月前に親の同意なしで娘のスマホでネット通販を利用し、洋服や文具等を購入していた。

先日、コンビニ後払い決済業者から約8千円の請求書が届いた。

商品を使用しているので今回は支払いをするつもりだが、未成年なので取り消しができる場合もあるのか。



【アドバイス】

- ◎コンビニ後払い決済を使う際は、必ず親権者（両親）等の同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうか確認しましょう。
- ◎ネット通販を利用する際は、契約時・解約時の条件や契約内容をよく確認することも大切です。ルール等を家族でよく話し合っておきましょう。
- ◎未成年者（18歳未満）取り消しができる場合があります。困ったときは、下記消費生活センターにご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

